

(別紙3)

**蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル
本工事に関する補足事項**

1 別途契約の関連工事との調整

- (1) 受注者は、別途契約の関連工事（以下「別途工事」という。）で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。
- (2) 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用の仮設物等の利用に関し、協力すること。

2 受注者の対応業務

- (1) 工事中及び完成建物引渡し時の注意事項
 - ア 完成図及び完成は、受注者にて作成し、発注者の検査を受けること。完成図は工事完成時に提出すること。
 - イ 建物引渡し前には発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。
 - ウ 本工事期間中、パンフレット、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。
 - エ 引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。
- (2) メンテナンス、アフターフォロー対応
 - ア 発注者が定める施設管理者に対して、完成後の建物、設備の稼働に支障がないように十分な期間を見込み、引継ぎを行うこと。
 - イ 引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する発注者及び施設管理者からの問い合わせに対し、対応が可能な体制を取ること。
 - ウ 空気調和設備については、夏期及び冬期の使用開始前に発注者及び施設管理者と協議の上、調整業務に協力すること。
- (3) 工事中の現場見学会への協力
 - 受注者は、工事中の現場見学会が発注者により開催された場合、その対応に協力すること。

3 部分引渡しに関する事項

工事請負契約約款第39条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、以下のとおりとする。

- (1) 発電機棟建設工事 令和7年12月
- (2) 新棟建設工事(既存不適格工事含む) 令和8年7月

4 公契約条例

- (1) 本工事は、蒲郡市公契約条例（令和5年条例第6号）及び蒲郡市公契約条例施行規則（令和5年規則第11号）に定める特定公契約対象案件であり、労働環境報告書等の提出が必要となります。詳細は蒲郡市ホームページの「蒲郡市公契約条例の手引」をご覧ください。